

【政治倫理条例施行規則の一部改正について】

1 恵庭市政治倫理条例施行規則の改正の経緯

恵庭市の情報公開制度が市民にとってより分かりやすく、より明確になるよう恵庭市情報公開条例施行規則（以下「情報公開規則」という。）を改正しています。（平成31年4月1日施行）

情報公開規則の改正に伴う条ずれのため、恵庭市政治倫理条例施行規則の一部が改正されています。

2 恵庭市政治倫理条例施行規則の改正点

改正前	改正後
第1条～第11条（略） (資産等報告書等の写しの交付) 第12条 資産等報告書等の写しの交付(以下「写しの交付」という。)を受けようとする者は、前条第1項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる日以後に、第11条第2項に規定する資産等報告書等閲覧・写し交付申請書を、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に提出しなければならない。 2（略） 3 写しの交付に要する費用は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第21条及び恵庭市情報公開条例施行規則(平成6年規則第20号)第5条の規定を準用する。	第1条～第11条（略） (資産等報告書等の写しの交付) 第12条 資産等報告書等の写しの交付(以下「写しの交付」という。)を受けようとする者は、前条第1項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる日以後に、第11条第2項に規定する資産等報告書等閲覧・写し交付申請書を、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に提出しなければならない。 2（略） 3 写しの交付に要する費用は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第21条及び恵庭市情報公開条例施行規則(平成6年規則第20号)第13条の規定を準用する。